

委員会と構成員が同一となっている部会の審議事項に関する
委員会の議決について（案）

〔平成28年 月 日〕
統計委員会決定

委員会と構成員が同一となっている部会の審議事項については、統計委員会令第1条
第6項の規定に基づき、当該部会の議決をもって統計委員会の議決とする。